

令和8年10月9日

決算特別委員会（令和7年度決算）

一般会計及び特別会計歳入歳出決算
審査意見書概要説明資料

神奈川県監査委員

目 次

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の着眼点	2
第4	審査の実施内容	2
第5	審査の結果	2
1	決算計数の正確性について	2
2	予算管理及び決算整理の的確性について	2
3	決算の内容について	2
4	財政状況について	5

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 2 項の規定に基づき、令和 8 年 7 月 17 日付けで提出があった令和 7 年度神奈川県一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関係書類について審査した結果、同決算に対する意見を合議により次のとおり決定した。

令和 8 年 9 月 7 日

神奈川県監査委員	大	竹	准	一
同	吉	川	知	恵子
同	中	家	華	江
同	長	田	進	治
同	近	藤	大	輔

※ 地方自治法（抄）

第 233 条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

第 1 審査の種類

決算審査（一般会計及び特別会計歳入歳出決算）

第 2 審査の対象

令和 7 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の対象は次のとおりである。

一般会計

神奈川県一般会計

特別会計

神奈川県市町村自治振興事業会計

神奈川県公債管理特別会計

神奈川県公営競技収益配分金等管理会計

神奈川県地方消費税清算会計

神奈川県災害救助基金会計

神奈川県恩賜記念林業振興資金会計

神奈川県林業改善資金会計

神奈川県水源環境保全・再生事業会計

神奈川県沿岸漁業改善資金会計

神奈川県介護保険財政安定化基金会計

神奈川県母子父子寡婦福祉資金会計

神奈川県国民健康保険事業会計

地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計

神奈川県中小企業資金会計

神奈川県県営住宅事業会計

第3 審査の着眼点

決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ正確であるかなどに着眼して審査するものである。

第4 審査の実施内容

審査は、知事から提出された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに関係書類について、次の点を主眼として行った。

- ① 決算の計数は正確であるか。
- ② 予算管理及び決算整理は的確に行われているか。
- ③ 決算の内容について意見書に記載すべきことはないか。
- ④ 財政状況について意見書に記載すべきことはないか。

審査に当たっては、提出された歳入歳出決算書等とそれぞれの関係諸帳簿及び証書類とを照合し、関係職員に説明を求めるとともに、財務監査（定期監査）、例月出納検査等の結果を踏まえ慎重に行った。

第5 審査の結果

1 決算計数の正確性について

令和7年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書並びに関係書類の計数は、審査した限りにおいて、いずれも正確なものと認められた。

2 予算管理及び決算整理の的確性について

令和7年度の予算管理及び決算整理については、審査した限りにおいて、関係法令等に照らし、的確に行われたものと認められた。

3 決算の内容について

令和7年度一般会計の歳入決算は、個人県民税が、定額減税の終了及び賃上げや株価の上昇に伴う個人所得の増加により増収となり、また、法人二税が、半導体需要の拡大や金利上昇を背景に、電気機器や金融などの業種で増収となったことなどにより、県税収入が6年連続で増収となったことに加え、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増などにより国庫支出金が増加となったことなどから、歳入額は前年度に比べて増加し2兆4,033億余円となった。

一方、一般会計の歳出決算は、税收増に伴い、市町村へ交付する税交付金が増加したこと、介護・障害分野における賃上げ・職場環境改善の支援に伴う事業費や介護・児童関係費が増加したこと、さらに、国による高校無償化の先行措置への対応に伴う就学支援金などの事業費が増加したことなどにより、歳出額は前年度に比べて増加し2兆3,722億余円となった。

その結果、実質収支は132億余円の黒字となったものの、この実質収支132億余円から、令和7年度に引き継がれた前年度の実質収支215億余円を差し引いた単年度収支はマイナス83億余円で、3年連続の赤字となった。

また、令和7年度特別会計の決算は、15特別会計の合計で、歳入総額は2兆2,758億余円、歳出総額は2兆2,662億余円となり、公債管理特別会計の歳入及び歳出が減少したことなどにより、共に前年度に比べて減少した。

決算の内容に関しては、次の意見がある。

(1) 収入未済額の縮減について

令和7年度の一般会計及び特別会計の収入未済額は次表のとおりであり、その合計は188億6,123万余円で、前年度と比較すると2,674万余円増加（0.1%）している。

これは、個人県民税に係る収入未済額が前年度と比較して2億5,648万余円増加（3.7%）したことなどによるものである。

収 入 未 済 の 状 況

大区分	小区分	令和7年度			令和6年度			前年度との比較	
		収入未済額	構成割合	収入未済額 調定額	収入未済額	構成割合	収入未済額 調定額	増減(△)額	増減(△)率
一般会計	県 税	円 12,764,669,888	% 76.0	% 0.8	円 12,468,742,439	% 75.7	% 0.9	円 295,927,449	% 2.4
	個人県民税	7,128,354,300	42.4	1.6	6,871,871,808	41.7	1.7	256,482,492	3.7
	法人事業税	1,579,280,599	9.4	0.4	1,491,972,441	9.1	0.4	87,308,158	5.9
	そ の 他	4,029,353,735	24.0	0.4	3,991,970,098	24.3	0.5	37,383,637	0.9
	小 計	16,794,023,623	100.0	0.7	16,460,712,537	100.0	0.7	333,311,086	2.0
特別会計	母子父子寡婦福祉資金会計	508,410,165	24.6	24.2	606,375,719	25.5	23.7	△97,965,554	△ 16.2
	中小企業資金会計	121,249,118	5.9	5.7	466,881,047	19.7	23.3	△345,631,929	△ 74.0
	県営住宅事業会計	1,437,556,116	69.5	4.2	1,300,526,612	54.8	3.7	137,029,504	10.5
	家賃収入	1,397,759,319	67.6	13.0	1,261,199,488	53.1	11.9	136,559,831	10.8
	小 計	2,067,215,399	100.0	5.4	2,373,783,378	100.0	6.0	△306,567,979	△ 12.9
合 計		18,861,239,022	-	0.8	18,834,495,915	-	0.8	26,743,107	0.1

そして、令和7年度に10億円以上（徴収猶予額を除く。）の収入未済が発生している「節」（税にあつては「目」）は、一般会計歳入の個人県民税（「（項）県民税」「（目）個人」）及び法人事業税（「（項）事業税」「（目）法人」）並びに県営住宅事業会計歳入の「（節）家賃収入」である。

これらについて、それぞれの収入未済額の状況をみると、個人県民税については71億2,835万余円（前年度比3.7%増）となっていて、平成21年度以来、16年ぶりに前年度に比べて増加している。この主な要因について、総務局財政部税務指導課（以下「税務指導課」という。）は、令和6年度と比較し収入率はほぼ同水準であるものの、定額減税の終了や所得の増加に伴い調定額の総額が増加したためであるとしている。

個人県民税の滞納については、市町村の徴収スキルの向上や徴収体制の強化等を目的に、徴収実務研修及び管理監督者向け研修等を実施するほか、不動産共同公売による滞納額の圧縮に努めるなど、収入未済額の縮減に取り組んできたが、令和7年度においては、収入未済額が増加に転じたことから、今後も、市町村との協力体制を一層強化するとともに、新たな取組についても検討しながら、収入未済の縮減に努めていく必要がある。

一方、法人事業税の収入未済額は15億7,928万余円（同5.9%増）となっていて、4年連続で増加している。この主な要因について、税務指導課は、過去に発生した高額滞納事案が継続していることに加え、事業不振による収益の減少など、滞納事案の件数が増加したことによるものであるとしている。

法人事業税の滞納については、課税情報等を基に速やかに納税折衝や財産調査に着手し、組織的に滞納整理を進める中で、積極的に収入化や債権確保に努めるなど、一層の税収確保に向けて着実に取り組んでいく必要がある。

また、家賃収入の収入未済額は13億9,775万余円（同10.8%増）となっているが、この主な要因について、県土整備局建築住宅部公共住宅課は、物価高騰の影響が家賃の滞納につながったものと考えられるとしている。

家賃の滞納については、滞納期間が長期になるほど、滞納金額が多額になり、家賃収納が困難になるため、滞納初期における適切な対応が重要であることから、督促状、催告書等の文書送付に併せて、電話による支払案内や料金徴収員の戸別訪問による納入指導等の対応を徹底し、収入未済額の縮減に努めていく必要がある。

(2) 国庫補助金の収入漏れについて

令和6年度神奈川県一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書において再発防止策を講じるよう意見を付した国庫補助金の収入漏れについては、当該補助金全額の補てん措置が国により行われ、令和8年3月中に県の公金として収入された。

今回の補てん措置により、県の財政的損失は回避できたものの、本事案は書類の受渡し手続の中での紛失という基本的な事務処理の不備に起因するものであり、金額も大きく、県政及び公金管理に対する県民の信頼を大きく損ねた事実は重く受け止めなければならない。

本事案に対し、県が「請求書類の受渡し状況等を共有できる受渡簿アプリの運用開始」や「収入漏れの組織的な確認の徹底」、「マニュアルの再整備等による職員支援」、「非常勤職員の新規配置による人員体制の強化」など、再発防止策を講じたことは、令和6年度の意見に対応する取組として評価できる。

しかしながら、講じた再発防止策についても、今後、適切な運用がなされなければ、再び同様の事態を招くおそれもある。業務繁忙期においても、新たな事務フローが全庁的な仕組みとして確実に機能し、組織的なチェック体制が日常の業務として定着するとともに、人事異動時に適切な引継を実施することも重要である。また、国庫補助金の収入に係る事故防止とともに、事務負担軽減に効果のあるシステムの構築に向けた検討も進める必要がある。

今後、県政及び公金管理に対する県民の信頼を取り戻すため、これらの再発防止策が実効的に機能し続けるよう厳正な運用に努め、事務処理の不備による同様の事案の未然防止を徹底する必要がある。

(3) 不適正な経理処理及び業務執行について

監査や決算審査において、支払期限までに支払を行っていなかった事案や、支出命令額の誤り、財産事務における許可漏れや誤りを、毎年繰り返し指摘している。これらは、各所属において進行管理や確認を確実に行っていけば防止できたものであり、依然として多くの誤りなどが発生している状況は非常に憂慮される事態であることから、改めて各所属においては、事務処理体制の点検を行うとともに、内部統制を確実に機能させることにより、適正な経理処理を確保する必要がある。

また、業務執行に関して、令和7年度には、県立中井やまゆり園において、個々の利用者の目標や支援内容を定める個別支援計画の作成に当たり、当該計画を作成する会議に利用者本人が参加していないなど適切に行っていなかった事案や、神奈川県警察本部交通部第二交通機動

隊所属の警察官により、不適正な交通違反取締りや書類作成が行われていた事案が相次いで公表された。

これらの事案は、制度や業務等に対する職員の理解不足という根本的な原因に加え、組織としての業務管理も不十分であったことなどが発生原因であり、令和7年度決算だけでなく、今後の県政運営や予算執行にも影響を生じさせる大変遺憾な事態である。

今後、二度と同様の事案が発生することのないよう、再発防止に向けた業務運営の改善や業務管理の強化等に取り組み、県民の信頼回復に努めるとともに、当該所属以外においても、改めて法令遵守の徹底や業務目的の再確認、業務管理体制の点検、見直しに組織的に取り組み、適正な業務執行を徹底する必要がある。

4 財政状況について

本県の令和7年度の財政状況は、個人県民税や法人二税の増収により県税収入が586億余円の増収となったことなどから、結果的に5年連続して、減収補填債を発行することなく、当該年度の歳出を賄うことができるものとなった。

そして、急速な高齢化等に伴う介護・医療・児童関係費の増加に加え、神奈川県水防災戦略及び神奈川県地震防災戦略に基づく対応や教育施設整備の推進等に多額の費用が生じているものの、県では、地方交付税の後年度精算への対応として、国による収入見込以上の本県の県税収入等の増により過大に算定された地方交付税370億円を基金に積み立てることにより財源を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和3年度末には618億余円にまで残高が減少していた財政調整基金について、令和4年度以降、積み立てを続けたことにより、令和7年度末の残高は1,471億余円となり、県が積立ての目安としている742億円を上回っている。なお、令和7年度末の残高には、令和8年度に取り崩す予定の663億余円が含まれており、令和8年度末の残高は828億余円となる見込みである。

一方、政府は、令和8年8月の月例経済報告において、景気は緩やかに回復しているが、先行きについては、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある、また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある、としている。また、県内においては、近年の人材不足や賃金上昇による労務費の増加に加え、中東情勢が依然不透明である中、建設業等の現場では物資不足などが発生し、県内中小・小規模企業にも影響が生じている。さらに、令和6年2月に県が策定した「中長期の財政見通し」によれば、一般会計では、県税、地方譲与税や地方交付税等の増加により歳入が増加するものの、これを上回るペースで介護・医療・児童関係費や投資的経費等の歳出が増加することから、財源不足額は拡大するとされており、令和6年度から令和10年度までの5年間で計2,300億円の財源不足が見込まれるほか、令和17年度には財源不足額が単年度で900億円にまで拡大すると見込んでいる。そうした中、令和8年度当初予算編成においては、財源不足額が720億円となり、税収増等による令和7年度からの財源活用や事業費の精査等により財源を確保することで収支を均衡させることとなった。

以上のような状況を踏まえ、今後の財政運営に当たっては、中東情勢等による物資不足や価格高騰等の様々な状況の変化に的確に対応できるよう、これらの影響を受ける県内中小・小規模企業の支援等を通じて県内経済・産業の活性化により税収基盤の強化を図るほか、国庫支出金の積極的な活用、県有財産や資金の有効活用等により財源を確保するとともに、経済性、効率性、有効性等の観点からの既存施策・事業の抜本的な見直しなどによる歳出の適正化にこれまで以上に取り組んでいく必要がある。

そして、将来にわたり、本県財政を安定的に運営していくためには、地方交付税をはじめとする財源の確保に努めることはもとより、中長期的には、地方分権改革の理念に沿って、国から地方への権限移譲等を進め、国と地方の適正な役割分担に応じた地方税財源の充実強化を一層図るとともに、行政サービスの地域間格差を是正するため、地方自治体間の税收偏在の是正を図ることが必要であることから、県は、これらの実現に向けて、引き続き、粘り強く国等に働きかけていくことが重要である。

上記のほか、財政状況については、個別に次の意見がある。

(1) 県債の発行及び管理

一般会計における県債の令和7年度新規発行額は、土木債等が220億余円増加したものの、臨時財政対策債の新規発行額が制度創設以来、初めてゼロとなり、前年度から237億余円減少したことなどにより、前年度から18億余円減少して792億余円となっている。

平成2年度以降増加してきた県債残高は、平成27年度から減少に転じ、令和3年度末には一度増加したものの、4年連続で減少しており、令和7年度末は、令和6年度末から1,908億余円減少し2兆6,347億余円（満期一括償還に係る積立額控除後）となっている。また、臨時財政対策債の残高も4年連続で減少しているが、県債残高に占める臨時財政対策債の割合は依然として5割を超えている。

県債残高については、「中長期の財政見通し」において、必要な投資を抑制することなく県債を適切に管理する観点から、「県債残高を3兆円未満で管理する」とする新たな県債管理方針を定めている。このような中、令和8年度末の県債残高は、令和7年度に引き続き、令和8年度の臨時財政対策債の新規発行予定額もゼロとなったことなどにより、県債管理方針の基準である3兆円を大きく下回り、2兆5,000億円程度となる見込みとしている。

県では、世代間の負担の公平性に配慮しながら、より効果的に県債を活用していく必要があるとしているが、県債の活用に当たっては、日本銀行の政策金利の引上げに伴う県債の発行利率の上昇に対し、引き続き発行利率を抑える工夫をするとともに、社会経済情勢の変化等も踏まえて、財政の健全性を確保しつつ取り組んでいくことが重要である。

地方交付税の代替措置とされている臨時財政対策債については、上記のとおり、令和8年度の新規発行予定額もゼロとなったが、引き続き本来の姿である地方交付税により地方の財源不足を解消するよう、国に強く働きかけていくことが重要である。

(2) 財政における地方公会計の活用

地方公会計に基づく令和6年度決算財務書類が、地方公会計の概要、財務書類の計数の説明等を記載した概要資料と合わせて、令和7年12月に公表された。

この地方公会計の導入により、人件費を含めた事務コストや、資産や負債のストック情報、減価償却費、退職手当引当金繰入額等、従来の単式簿記による決算制度では見えにくかったコストが明らかになり、事業ごとのフルコストの財務情報を把握することができるようになった。

そして、会計局会計課及び総務局財産経営部財産経営課（以下「主管課」という。）において、財務書類経年比較表の提供や、県立高等学校等を対象とした光熱水費の分析に基づく予算の執行改善に向けた提案、償却率を付記した固定資産台帳データの提供等、地方公会計の活用促進に向けた様々な取組を実施してきた。

地方公会計の具体的な活用方法が確立されておらず、他の地方公共団体の取組事例等もあまり見られない中で、独自に模索し取り組んでいるものの、これまでのところ予算執行額の節減等、行政運営への活用に係る具体的な成果に結び付いた事例は得られていない。

今後、人口減少・少子高齢化がより一層進展していく中で、限られた財源を効率的・効果的に使用するため、地方公会計における財務情報を適切に活用し、財政のマネジメント強化を図っていくことは、持続可能な行政運営のために重要である。主管課においては、総務省や他の地方公共団体の動向等にも留意しつつ、引き続き、各所属に対する公会計データの分析・提供など、必要な支援等を行うとともに、財政マネジメントや効率的な行政運営に資する地方公会計の活用方法の研究を進める必要がある。